



《質問項目》

1. 白井市での幼児教育・保育の今後は
2. 白井市での高齢者対応の今後は

令和6年度 第4回定例会（11月28日）

一般質問 資料

New Wave しろい

平田 新子

23年12月決定

# こども 未来戦略 MAP



# 白井市公立保育所の役割及び体制に関する提言

## ●提言1 今後の公立保育所が担う役割

- 1 子育て支援の中核的機能
- 2 私立保育所等に対する相談・支援・指導機能
- 3 定員調整機能・出生数の減少に対応
- 4 多様なニーズへの対応・医療的ケア児の受け入れなど、多様な保育ニーズの受け皿



## ●提言2 今後の公立保育所の体制

必要な人員及び財源を確保のため、**公立保育所の一部民営化**により持続可能な体制を構築

## ●提言3 民営化後の保育所等の機能

(例) **児童発達支援事業所の併設・医療的ケア児の受け入れ**

## ●提言4 市の役割

- 1 私立保育所等への支援
- 2 保育士の育成
- 3 子どもの視点
- 4 保育の質の向上に繋がるかの効果検証

**こども・子育てに やさしい社会づくり**

**令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化 がスタート**

## ◆第9期介護保険事業計画期間における 介護保険の第1号保険料

**白井市 4,800円** (第8期は4,600円 +200円)

[平均保険料基準額]

**全国平均 6,225円** (第8期は6,014円 +211円)

**千葉県平均 5,885円** (〃は5,385円 +500円)

★最高額／大阪市 9,249円

★最低額／東京都小笠原村 3,374円

## ◆要介護(要支援)認定率

**白井市 14.0%**

(令和6年3月末)



各年9月時点	令和3年	令和4年	令和5年
白井市	13.8%	14.1%	14.2%
千葉県	17.4%	17.8%	18.0%
全 国	19.2%	19.4%	19.6%

令和6年度(令和6年4月1日現在)

# 地域別高齢化率

P.4

資料提供：白井市／高齢者福祉課

	全体	第一小	第二小	第三小	大山口小	清水口小	七次台小	南山小	池の上小	桜台小
<b>全人口</b>	<b>62,280</b>	<b>6,470</b>	<b>2,952</b>	<b>9,366</b>	<b>7,596</b>	<b>10,075</b>	<b>5,808</b>	<b>7,002</b>	<b>6,048</b>	<b>6,963</b>
<b>65歳以上</b>	<b>17,789 人</b>	<b>1,883 人</b>	<b>1,052 人</b>	<b>2,341 人</b>	<b>2,082 人</b>	<b>2,686 人</b>	<b>1,252 人</b>	<b>2,310 人</b>	<b>2,368 人</b>	<b>1,815 人</b>
65~74歳	<b>8,195</b>	<b>833</b>	<b>467</b>	<b>994</b>	<b>899</b>	<b>1,153</b>	<b>639</b>	<b>997</b>	<b>1,120</b>	<b>1,093</b>
75歳以上	<b>9,594</b>	<b>1,050</b>	<b>585</b>	<b>1,347</b>	<b>1,183</b>	<b>1,533</b>	<b>613</b>	<b>1,313</b>	<b>1,248</b>	<b>722</b>
(65歳以上) 介護認定者数	<b>2,504</b>	<b>289</b>	<b>147</b>	<b>360</b>	<b>289</b>	<b>407</b>	<b>151</b>	<b>332</b>	<b>333</b>	<b>196</b>
<b>高齢化率</b>	<b>28.6 %</b>	<b>29.1 %</b>	<b>35.6 %</b>	<b>25.0 %</b>	<b>27.4 %</b>	<b>26.7 %</b>	<b>21.6 %</b>	<b>33.0 %</b>	<b>39.2 %</b>	<b>26.1 %</b>

# 高齢化の中、備えておきたいこと

## 終活ノートなどの情報

- ・人生で大切にしてきたこと
- ・口座や保険、年金等の情報  
(番号やパスワードも)
- ・不動産・墓・車・携帯等の情報
- ・死亡時の希望
- ・かかりつけ医・お薬手帳
- ・親族・友人・知人・公共

## 断捨離

## 戸籍謄本

## 遺言書

## 成年後見



管理・処分・サービスを受ける際、  
経費が掛かることがあることもある

## 相続

- ・家のローン→団信で○
- ・プラス／マイナスの調査
- ・限定承認・財産放棄

## 家の処分（放置はダメ）

- ・建物の劣化・小動物の害
- ・空き家で資産価値減少
- ・近隣に迷惑・害が発生

## 不動産の管理処分

- ・生前／リースバック  
家に住んだまま売却
- ・死後／空き家アドバイザー等  
1年位の 売却スケジュール



## 成年後見制度

- 法定後見制度
- 任意後見制度



### 財産管理

#### 財産の保護

\* 同意・取り消し  
による保護



### 身上保護

#### 生活・介護の手配

\* 必要な手配の代行



生活を支援する



公正証書による「契約後見」

### ● 任意後見制度

元気なうちに予め**任意**に (**自分で決定**)  
契約しておき将来に備える。(誰に・何を・幾らで)

出典: R5 白井市/  
成年後見制度  
講演会資料より抜粋